

素案後の修正点 正誤表

No.	ページ	素案	修正後												
1	P7	令和8（2027）年度	（文言修正） 令和8（2026）年度												
2	P10	程度別にみると、重度は減少傾向に、中度が増加傾向にあります。	（文言修正） 程度別にみると、中度が増加傾向にあります。												
3	P15	⑤ 回収状況 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配布数</th> <th>有効回答数</th> <th>有効回答率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 通</td> <td>395 通</td> <td>43.9%</td> </tr> </tbody> </table>	配布数	有効回答数	有効回答率	900 通	395 通	43.9%	（文言修正） ⑤ 回収状況 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>配付数</th> <th>有効回答数</th> <th>有効回答率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>900 通</td> <td>395 通</td> <td>43.9%</td> </tr> </tbody> </table>	配付数	有効回答数	有効回答率	900 通	395 通	43.9%
配布数	有効回答数	有効回答率													
900 通	395 通	43.9%													
配付数	有効回答数	有効回答率													
900 通	395 通	43.9%													
4	P39 ③	障がい者やその家族、障がい者団体の結成及び活動に対する支援を充実します。	（文言修正） 障がい者やその家族の活動に対する支援を充実します。												
5	P39 ③の表	番号 1 障がい当事者の団体や個人の活動拠点の確保を検討します。	（文言修正） 障がい当事者の団体や個人の活動拠点の確保について検討します。												
6	P39 ③の表	番号 2 また、子どもの交流についても検討します。	（文言修正） また、子どもの交流会の実施についても検討します。												
7	P39 ④の表	番号 1 の担当課 福祉・子ども課	（担当課追記） 福祉・子ども課 健康介護課												
8	P42 ①の表	番号 1 健診の事後指導を行い、生活習慣病の予防、重度化の防止に努めます。	（文言修正） 健診の事後指導を行い、生活習慣病の予防、病気の重症化を予防しま												

			す。
9	P42 ②の表	番号 3 児童に対しては、健康診査等を通じて障がいの早期発見に努め、カンガルークラス、児童発達支援センター等の療育機関、学校教育等と連携を図り、療育体制の確保に努めます。また、大人の発達障がいに対しても県の設置する発達障害者支援センター（CAS）などの関係機関と連携し、支援していきます。	（文言修正） 児童に対する健康診査等を通じて障がいの早期発見に努めるとともに、保護者に対する対応方法の関する研修の実施、カンガルークラスや児童発達支援センター等の療育機関、学校教育等との連携した対応により、療育体制の確保に努めます。 大人の発達障がいに対して、県の設置する発達障害者支援センター（CAS）などの関係機関と連携して、必要な支援を行います。
10	P42 ②の表	番号 4 講演会や養成講座を通して、障がい者福祉の推進及び心の健康づくりの推進を進めます。	（文言修正） 講演会や講座による普及啓発を通して、精神障がい者福祉の推進及び心の健康づくりの推進に関する取組みを進めます。
11	P43 ③の表	番号 1 障害支援区分審査会、障害者施策推進審議会の委員の協力や障がい福祉サービスの医師意見書作成等の連携を図ります。また、精神障がい者等の地域移行など各医療機関と連携して進めます。	（文言修正） 障害支援区分審査会及び障害者施策推進審議会の委員の協力や障がい福祉サービスの医師意見書作成等、医療機関との連携を図ります。
12	P43 ④の表	関係者による協議の場において勉強会や支援方策の検討などを実施し、医療的ケア児に対する支援体制の整備、充実を図ります。	（文言修正） 関係者による協議の場において勉強会や支援方策の検討などを実施し、医療的ケア児に対する支援体制の整備、充実に努めます。
13	P44 ①の表	番号 2 また、放課後児童クラブにおける障がいのある子どもなどの受け入れについても検討します。	（文言修正） 放課後児童クラブにおける障がいのある子どもなどの受け入れについても検討します。
14	P45 ②の表	番号 2 千葉県立栄特別支援学校のセンター的機能を活用して、小・中学校における教育実践や研修の充実を図っていきます。	（文言修正） 千葉県立栄特別支援学校のセンター的機能を活用して、小・中学校における教育実践や研修の充実を図ります。

15	P45 ③の表	障がいの有無にかかわらず全ての子どもを受け入れる視点を持つ教員等を育成し、個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無に関わらず、生き生きと学び、共に育つ場の環境の整備を図ります。	(文言修正) 障がいの有無にかかわらず全ての子どもを受け入れる視点を持つ教員等を育成し、個々に応じた指導と同時に、多様な学びの場と共に学ぶ場を充実させることにより、障がいの有無に関わらず、生き生きと学び、共に育つ場の環境を整備します。
16	P46 ④の表	障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。	(文言修正) 障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制を構築します。
17	P48 ①の表	番号 6 令和6年4月1日から障がい者の雇用の促進等に関する法律施行令で定める障害者法定雇用率が地方公共団体で2.8%、一般事業主で2.5%となることから、今後も法定雇用率を達成するよう、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ります。 ※令和8年7月1日からの障害者法定雇用率は、地方公共団体で3.0%、一般事業主で2.5%が適用されます。	(文言修正) 令和6年4月1日から障がい者の雇用の促進等に関する法律施行令で定める障害者法定雇用率が地方公共団体で2.8%（教育委員会は2.9%）、一般の事業主で2.5%となることから、今後も法定雇用率を達成するよう、障がい者の雇用の促進と職業の安定を図ります。 ※令和8年7月1日からの障害者法定雇用率は、地方公共団体で3.0%（教育委員会は2.9%）、一般の事業主で2.7%が適用されます。
18	P50 ①の表	番号 1 福祉に関する相談窓口、制度等の情報の提供及びサービス利用の促進を図るため、広報紙やホームページ、社会福祉協議会広報紙などのほか、利用者の立場に立った、わかりやすい「福祉のしおり」の作成などを通して、情報提供の機会の充実を図ります。	(文言修正) 福祉に関する相談窓口、制度等の情報の提供及び必要なサービスの利用を促進するため、広報紙やホームページ、社会福祉協議会広報紙などのほか、利用者の立場に立った、わかりやすい「福祉のしおり」の作成などを通して、情報提供を充実します。
19	P50 ①の表	番号 2 各事業等を通して、家族間の情報共有の場を提供することに努めます。	(文言修正) 各事業等の実施を通して、家族間の情報共有の場を提供できるよう努めます。
20	P50 ②の表	番号 4 障がい者の緊急的な避難に対しては、地域生活支援拠点を活用して実	(文言修正) 地域生活支援拠点を活用して、障がい者の緊急的な避難に対応しま

		<p>施します。また、一人暮らしの重度障がい者に対し、緊急通報システムや安心カードの普及を図ります。そのほか、災害など緊急時に支援を必要とする人への安全で迅速な対応を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の普及と避難支援者の確保に努めます。</p>	<p>す。</p> <p>一人暮らしの重度障がい者に対する緊急通報システムや安心カードの普及に努めます。</p> <p>そのほか、災害などの緊急時に支援を必要とする人への安全で迅速な対応を図るため、「避難行動要支援者登録制度」の普及と避難支援者の確保に努めます。</p>
21	P51 ③の表	<p>番号 1</p> <p>基幹相談支援センターを設置し、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい者、保護者及び介護者などから 24 時間 365 日の相談に応じ、情報の提供やサービス提供等の充実に努めます。また、精神に障がいのある人の専門相談体制の確保に努めます。</p>	<p>(文言修正)</p> <p>基幹相談支援センターを中核として、365 日、24 時間の緊急対応や緊急保護にも対応できる相談支援体制を充実していきます。併せて、精神に障がいのある人の専門相談体制の確保に努めます。</p>
22	P51 ④の表	<p>関係機関と連携して家事や家族の世話をを行う子ども（ヤングケアラー）について把握し、適切な支援につなげます。</p> <p>障がいのある人の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報の周知啓発など支援の充実の実現に努めます。</p>	<p>(文言修正)</p> <p>関係機関と連携してヤングケアラーについて把握し、適切な支援につなげます。</p> <p>障がいのある人の家族に対し、相談やサービスの提供が適切に行われるよう、情報の周知、啓発に努めます。</p>
23	P52 ①の表	<p>番号 2</p> <p>公共施設や避難所、歩道等のバリアフリー化を計画的に推進します。</p>	<p>(文言修正)</p> <p>公共施設や避難所、歩道等のバリアフリー化工事を計画的に推進します。</p>
24	P55 ②の表	<p>番号 1</p> <p>タブレット端末などの IT 機器を利用し、障がいのある人に配慮した情報提供を推進します。</p>	<p>(文言修正)</p> <p>タブレット端末などの IT 機器を利用し、障がいのある人に配慮した情報提供を行うよう努めます。</p>
25	P56 ⑤の表	<p>番号 1</p> <p>千葉県主催の障害者スポーツ大会などへの参加を支援します。</p> <p>また、町主催のポッチャ大会などを開催し、障がい者スポーツの普及</p>	<p>(文言修正、担当課追記)</p> <p>千葉県主催の障害者スポーツ大会などへの参加に際し、必要な支援を行います。</p>

		に努めます	また、町主催のボッチャ大会などを開催し、障がい者スポーツの普及に努めます
--	--	-------	--------------------------------------